

クールシェアふくおか 2017 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市(以下「市」という。)における温暖化対策の推進等を目的に、電力需要が高まる夏期において、市民等が涼しく過ごせる施設を広く募集のうえ、クールシェアスポットとして登録し、市民等に来場を呼びかけることにより家庭などにおける省エネの促進を図る「クールシェアふくおか 2017」(以下「クールシェアふくおか」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2条 クールシェアふくおかの実施期間は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。ただし、特段の事情がある場合には、市はその実施期間を変更することができる。

(定義)

第3条 クールシェアスポットとは、福岡市域内に立地し、広く市民等を対象に公開されている施設で、暑さをしのぎ、涼しく過ごすことができるものであり、かつ、当該施設からのクールシェアスポット登録申請に対し、市がその登録を認めた施設をいう。

(クールシェアスポットの募集)

第4条 市は、ホームページにクールシェアスポットの募集に関する記事を掲載するなど、クールシェアスポットを広く募集するものとする。

(登録申し込み)

第5条 クールシェアスポットへの登録を希望する者は、別紙様式1「クールシェアふくおか クールスポット登録申込書」に必要事項を記載のうえ、市へ提出するものとする。

(登録)

第6条 市は、前条による登録申し込みがあった場合において、適当であると認めたときは、クールシェアスポットとして登録を行うものとする。

2 市は、公序良俗に反するものなど、クールシェアスポットとして不相当と認めた場合には、その登録を行わないことができる。

(クールシェアスポットの周知)

第7条 市は、登録したクールシェアスポットについて、市ホームページ等に掲載することにより、広く周知を図るものとする。

(登録施設の表示)

第8条 クールシェアスポットとして登録を受けた施設においては、来場者の見えやすい箇所にポスター又はステッカーの掲示をすること等により、当該施設がクールシェアスポットである旨の表示を行うよう努めなければならない。

(事務局)

第9条 クールシェアふくおかの事務局を、福岡市環境局環境政策部環境・エネルギー対策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 18 日から施行する。